

# 兵庫県公報

平成23年2月28日 月曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公安委員会規則	ページ
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、警察職員が国際緊急援助活動業務に従事したときに支給される特殊勤務手当の限度額が見直されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

## 公安委員会規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月28日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

### 兵庫県公安委員会規則第1号

#### 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第16号の2の業務の項中「2,000円」の右に「(現地の治安の状況等により、心身に著しい緊張を与えると本部長が認める業務にあっては、4,000円)」を加える。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。